

(18) 奈良県内大学間単位互換に関する覚書

1. 出願資格

特別聴講学生(奈良県立大学及び奈良産業大学にあつては特別科目等履修学生。以下同じ。)の出願ができる者は、派遣大学に在学する2年次以上の学部学生とし、科目等履修生、聴講生、研究生等を除く。

2. 履修科目、受入学生数及び単位数

- (1) 特別聴講学生が履修できる授業科目及び各科目ごとの受入可能学生数は、受入大学が定め、派遣大学に通知する。
- (2) 特別聴講学生が互換できる単位数の上限は、派遣大学において定める。

3. 特別聴講学生の受入手続

- (1) 特別聴講学生を希望する学生は、派遣大学においてその定める期間内に「特別聴講願書(奈良県立大学及び奈良産業大学にあつては特別科目等履修願書。以下同じ。)」を提出する。
- (2) 派遣大学は、提出された「特別聴講願書」を取りまとめ、受入大学学長に受入を依頼する。
- (3) 受入大学は、受入の可否について決定し、派遣大学に通知する。
- (4) 派遣大学は、出願学生に受入の可否について速やかに通知する。

4. 「特別聴講学生証」の発行

受入大学は、特別聴講学生証(奈良県立大学及び奈良産業大学にあつては特別科目等履修学生証。以下同じ。)を発行する。

5. ガイダンスの実施及び履修登録

- (1) 派遣大学は、希望学生に対するガイダンスを行う。
- (2) 受入大学は、受入可として通知した学生に対するガイダンスを行う。
- (3) 受入大学によるガイダンスの際に、履修登録手続を行う。
- (4) 上記手続を完了しなかった学生について、受入大学は、特別聴講学生を辞退したものとみなし、受入許可を取り消すことができる。この場合、受入大学は派遣大学に速やかに通知する。

6. 履修期間

特別聴講学生としての履修期間は、当該学生の履修する授業科目の開設年度又は開設学期とする。

7. 授業・試験

- (1) 特別聴講学生が履修している授業科目の授業時間の変更、試験日程等について、受入大学は派遣大学に通知する。
- (2) 試験受験上の取扱いについては、受入大学の規則の定めるところによる。
- (3) 派遣大学と受入大学の試験日が重複した場合は、受入大学における受験を優先し、派遣大学の授業科目について派遣大学において追試験等の措置を講ずる。

(4) 受入大学は、その授業科目について特別聴講学生に対し追試験及び再試験を実施しない。

8. 成績の通知、管理及び成績証明書の発行

(1) 受入大学は、特別聴講学生の成績を派遣大学に通知する。

(2) 受入大学は、特別聴講学生の成績原簿を保管する。

(3) 成績証明書及び単位修得証明書は、原則として派遣大学が発行する。なお、必要な場合には、受入大学においても発行することができる。

9. 施設等の利用

特別聴講学生の履修に必要な施設・設備の利用について、受入大学は便宜を供与する。

10. 連絡会議

本覚書による単位互換を円滑に実施するため連絡会議を置く。連絡会議については、別に定める。

11. 改正

本覚書の改正は、協定参加大学学長間の協議によりこれを行う。

平成 20 年 3 月 10 日

帝塚山大学長

天理大学長

奈良大学長

奈良教育大学長

奈良県立大学長

奈良県立医科大学長

奈良産業大学長

奈良女子大学長